

## 別紙

申入れ前の利用規約(下線部は申入れないしお問い合わせに係る部分)	当法人のお問い合わせ	同社の回答	改定後の約款(下線分は改定した部分)
<p>「RISU」サービス利用規約第6条</p> <p>3 物価変動により当社が本サービスの利用料金等を不当と認め時は、契約期間内でも料金表を改定できるものとします。この場合、当社は第24条に基づく通知により告知します。</p>	<p>規約第6条3項には「物価変動等により当社が本サービスの利用料金等を不当と認め時は、契約期間内でも料金表を改定できるものとします。この場合、当社は第24条に基づく通知により告知します。」とは、物価変動等により利用料金額が不当となった場合は、契約者の個別の意思表示を要することなく利用料金を改定できるという理解でよろしいですか。</p>	<p>基本的には仰る通りですが、「契約者の個別の意思表示を要することなく利用料金を改定できる」とは考えておりません。物価変動等により利用料金等が不当と認められる状況となった場合、これから契約される方も含めたすべての利用者に適用される料金表については、弊社の判断により改定させていただきますが、既に契約いただいている利用者に対しては、第24条に基づき通知内において「改定に同意いただけない場合」の措置(中途解約に応じる等)についても通知させていただく予定であります。</p>	<p>「RISU」サービス利用規約第6条</p> <p>3 物価変動により当社が本サービスの利用料金等を不当と認め時は、契約期間内でも料金表を改定できるものとします。この場合、当社は第24条に基づく通知により告知します。</p>
<p>規約第16条3項但書</p> <p>契約者および受講者の利用不能状態が回復した日から<u>30日</u>を経過しても損害賠償が請求されない場合には、契約者の当社に対する請求権は消滅します。</p>	<p>規約第16条1項但書(3項但書の誤記)には、「契約者および受講者の利用不能状態が回復した日から30日を経過しても損害賠償が請求されない場合には、契約者の当社に対する請求権は消滅します。」とありますが、利用不能状態が回復した日から30日を経過すれば、利用者の知・不知に関わらず、利用者が貴社に対して損害賠償を請求することはできなくなる、という趣旨でしょうか。</p>	<p>第16条1項ではなく第3項の但し書きのことかと思いますが、仰る通り利用不能状態が回復した日から30日を経過すれば、利用者の知・不知に関わらず、利用者が弊社に対して損害賠償を請求することはできなくなります。</p> <p>この点については、見直しを予定しております。見直し内容は以下の通りです。</p> <p>第16条3項：ただし、契約者および受講者の利用不能状態が回復した日から1年を経過しても損害賠償が請求されない場合には、契約者の当社に対する請求権は消滅します。</p>	<p>規約第16条3項但書</p> <p>契約者および受講者の利用不能状態が回復した日から<u>1年</u>を経過しても損害賠償が請求されない場合には、契約者の当社に対する請求権は消滅します。</p>
<p>規約16条5項</p> <p>契約者が本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合、当社が賠償すべき損害額は、第1項によらず、協議のうえで算定するものとし、契約者は当該協議及び情報開示を行うものとし、<u>この場合の損害賠償額の上限は当社が契約者から直前に受領した利用料金の1ヶ月分とします。</u></p>	<p>規約16条5項には「契約者が本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合、当社が賠償すべき損害額は、第1項によらず、協議のうえで算定するものとし、契約者は当該協議及び情報開示を行うものとし、この場合の損害賠償額の上限は当社が契約者から直前に受領した利用料金の1ヶ月分とします。」とありますが、貴社に故意又は重過失がある場合でも、損害賠償額の上限は、貴社が契約者から直前に受領した利用料金の1ヶ月分であるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>仰る通りです。現行規程においては、損害賠償額の上限は当社が契約者から直前に受領した利用料金の1ヶ月分となっております。</p> <p>この点については、見直しを予定しております。見直しの内容は次の通りです。</p> <p>第16条5項：契約者が本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合、当社が賠償すべき損害額は、第1項によらず、協議の上で算定するものとし、契約者は当該協議および損害賠償算定作業のために可能な限りの協力及び情報提供を行うものとし、<u>この場合の損害賠償額の上限は当社が契約者から直前に受領した利用料金の1ヶ月分とします</u>(下線部削除)。</p>	<p>規約16条5項</p> <p>契約者が本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合、当社が賠償すべき損害額は、第1項によらず、協議のうえで算定するものとし、契約者は当該協議及び情報開示を行うものとし、<u>(以下削除)</u></p>